

平成28年度第2回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年11月28日(月) 新潟支社 会議室	
委員	委員長 吉田 正之(新潟大学法科大学院教授) 委員 阿部 和久(新潟大学工学部教授) 委員 石田 直樹(公認会計士・税理士) 委員 岩崎 英治(長岡技術科学大学大学院教授) 委員 後藤 直樹(弁護士) 委員 澤田 克己(新潟大学法学部教授)	
審議対象期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工	一般競争 0件	
事	条件付一般競争 1件	
	拡大型指名競争 1件	
	随意契約 1件	
調査等	1件	
物品・役務	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査が1件あり、失格となっていますが、その工事名と失格となった理由を教えてください。 <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【特定工種に関する横断的な分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【競争参加資格停止等の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>1 工事</p> <p>1) 条件付一般競争入札</p> <p>「上信越自動車道 雪森橋スノーシェルター工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価における施工計画立案能力の項目において技術評価点が、A者は4点、B者は0点と差が開いていますが、どうしてですか。 <p>2) 拡大型指名競争入札</p> <p>「関越自動車道 破間川橋耐震補強工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落橋防止装置の施工において完全溶け込み溶接をすべきところ、不正を行っていた事案がありました。それに対し何か配慮はされていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「上信越自動車道 上越管内盛土のり面補強工事」において、低入札価格調査の提出資料の様式の一部が作成要領で定めている事項の記載がされていなかったことから、失格基準に適合したものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画立案能力について、項目ごとに提案してもらい、評価を行っていますが、A者については、提案内容に有効性が認められ具体的であったことから4点の評価とし、B者については、提案はあったものの有効性が認められない内容であったことから0点の評価としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規に設置する落橋防止装置の製作に関しては、施工管理要領に基づき、品質管理を行うものとし、特記仕様書等においては、特に品質管理項目を追加することまではしていません。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>3) 随意契約方式</p> <p>「新潟支社 遠方監視制御中央局改造工事」</p> <p>・本件は、7月15日に10回目の見積合わせで決定していますが、その都度、価格交渉を行っているのでしょうか。</p> <p>・本件は当初の機器設置業者と随意契約をしていますが、既設機器の改造については、今後もこのように随意契約を行うのでしょうか。</p> <p>2 調査等</p> <p>「関越自動車道 湯沢管内落橋防止装置設置設計」</p> <p>・1者を特定し見積合わせを行っていますが、ここで見積価格が全く合わなかった場合はどうするのですか。</p> <p>3 物品・役務</p> <p>「新潟支社管内 通行券発行装置役務付購入」</p> <p>・本件は既設設備に通行券発行装置を追加する内容なのでしょうか。既設のETC機器を設置した業者が有利になるということはないのでしょうか。</p> <p>・入札前価格交渉と契約制限価格との関係を教えてください。</p>	<p>・入札前価格交渉は、6月28日に実施しています。7月15日の見積合わせは、見積書を提出いただき、その見積価格が契約制限価格に達しているかという照合を行い、達していない場合は、更に見積書を提出していただき、10回目の見積価格が契約制限価格に達したことから、契約の相手方に決定いたしました。</p> <p>・既設機器の改造であれば、契約事務処理要領で定めている基本契約方式により契約を行います。基本契約方式とは、あらかじめ契約条件の基本的事項や対象となる製造機器・設備について基本契約を締結し、その相手方と個別契約を締結する方式です。本件につきましては、既設機器の改造以外に新設する機器が含まれていることから、特定随意契約方式としています。</p> <p>・本件は、簡易公募型プロポーザル方式で、最終的に1者を特定して随意契約を行うということになります。今回は2回目の見積合わせで決定していますが、随意契約ですので見積回数に制限はなく、決定に至るまで見積合わせを行うこととなります。</p> <p>・本件において設置する通行券発行装置は、監視員室からのボタン操作により通行券を発行するもので、既設ETC機器とはシステム的には別のものとなります。結果的には、既設ETC機器の設置業者が落札しましたが、その者が有利になるとは考えておりません。</p> <p>・入札前価格交渉の結果、提出のあった最終見積価格の妥当性を過去の事例等と比較し確認をしています。最終的に最も安価であった者の最終見積価格を活用して契約制限価格を設定しています。</p>

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>・落札者は、入札前価格交渉後の最終見積価格よりも、更に下げた価格で入札していますが、最終見積価格が、契約制限価格に活用されたことがわかるのでしょうか。それともおおよその契約制限価格の予想がつくものなのでしょうか。</p> <p>4 その他(全体を通して)</p> <p>・入札状況の分析報告において、1者応札が多いとのことでしたが、その理由はわかりますか。</p> <p>・最近では災害も多く発生していること、また、今後はオリンピックもあることから、応札者が少ない状況は今後も続くと考えていますか。</p> <p>・下請業者の社会保険の未加入対策としてどのような取り組みを行っていますか。</p>	<p>・落札者は自社の最終見積価格が契約制限価格に活用されているかどうかは知り得ないのですが、過去の例もありますので、推察はできるものと考えられます。</p> <p>また、入札参加各者は他にどのような業者が参加し、見積価格を出しているかについては知り得ないことから、最終的には入札参加者の経営的な判断によって入札しているものと思われれます。</p> <p>・不調対策として拡大型指名競争入札を実施していますが、1者しか競争参加申請がない理由については、はわかりません。</p> <p>・最近の地震の関係もあり、高速道路だけではなく、各種インフラの補強が急がれています。このため建設業者は繁忙の状態にあり、また、建設労働者も不足しているということもあります。更には、東京オリンピック、パラリンピックやそれらに関連する事業も行われますので、応札者が少ないということは、全体の傾向としては続く可能性があると思っています。当社といたしましても、公正性を確保しつつ競争参加申請をしていただけるような工夫をしながら、発注手続きを行っていかねばならないと考えています。</p> <p>・標準積算基準類を公開し、社会保険等費用は諸経費の現場管理費及び一般管理費に計上されるよう明記しています。また、社会保険等の未加入対策として、競争参加資格登録からの排除や社会保険未加入業者との下請契約の禁止措置等の取組を行っています。</p>
審査結果の報告	<p>【講評】</p> <p>○本日審議しました案件については、適正に処理されています。</p> <p>厳しい環境の中ではありますが、引き続き不落防止と競争の実現のために努力をお願いします。</p>	